

1. 件 名 : 「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（大飯発電所3号機及び4号機並びに高浜発電所3号機及び4号機 設計及び工事の計画（高感度型主蒸気管モニタ他改造工事））【2】」

2. 日 時 : 令和5年2月1日（水） 15時00分～17時00分

3. 場 所 : 原子力規制庁 9階C会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者（※・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁 :

（新基準適合性審査チーム）

奥企画調査官、中川上席安全審査官、西内安全審査官、
上原安全審査専門職

関西電力株式会社 :

高浜発電所 計装保修課 課長 他4名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料 :

- ・資料1 高浜発電所第3号機及び4号機、大飯発電所第3号機及び4号機 審査スケジュール（案） 【高感度型主蒸気管モニタ他取替工事】
- ・資料2 高浜発電所3、4号機 大飯発電所3、4号機 高感度型主蒸気管モニタ他改造工事に係る設計及び工事計画認可申請について
- ・資料3 高浜発電所第3及び4号機 大飯発電所第3及び4号機 設計及び工事計画認可申請の概要 高浜3、4号機、大飯3、4号機 高感度型主蒸気管モニタ他改造工事
- ・資料4 高浜発電所3、4号機 大飯発電所3、4号機 設計及び工事計画認可申請書 補足説明資料
- ・資料5 高浜発電所3、4号機 大飯発電所3、4号機 高感度型主蒸気管モニタ他改造工事に係る設計及び工事計画認可申請 コメント回答について

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	原子力規制庁の西内です。それではこれから高浜発電所第 34 号機と大飯発電所 34 号機の
0:00:07	主蒸気管交換の方週間モニターの改造工事に係る設計を工事計画認可申請のヒアリングを始めたいと思います。
0:00:16	それでは、まず関西電力の方から資料の説明をお願いします。
0:00:22	はい。関西電力の相田です。それでは資料の説明に移らせていただきます。今回資料リストを準備しておりまして、資料全部で 12345。
0:00:33	5 種類準備しております。まず資料 1 につきましては審査スケジュール案としまして、弊社の方で希望させていただいてるスケジュール案を準備させていただいております。
0:00:42	資料 2 につきましてはコメント管理表としまして、第 1 回市のヒアリングコメントに対する説明資料の反映状況について、示させていただいております。
0:00:52	資料 3 につきましては工事材料治療としまして、取替工事に係る概要説明資料として準備させていただいております。
0:01:00	またこれについては第 1 回のヒアリングコメントを反映したものとなっております。
0:01:04	資料 4 につきましては補足説明資料等に関して、エチゼン、第 1 回コメント第 1 回ヒアリングコメントを反映させていただいたものとなっております。
0:01:14	資料 5、コメント回答資料としまして、第 1 回ヒアリング中に回答できなかったコメントに対する回答資料として準備させていただいております。
0:01:22	今回、第 1 回のヒアリングコメント回答を主にさせていただくということで、主に資料 3 と資料 4 をご確認ください、コメント反映結果を説明させていただきます。
0:01:33	その後資料 5 に移ってコメント回答資料にて前回ヒアリング中にしか回答できなかったコメントに対する回答をさせていただきました。また前回第 1 回ヒアリング時と同様にですね、高感度型主蒸気管モニター、
0:01:48	に関しましては、通常 N16 モニター飛ばしておりますので、そちらの略称で説明させていただきます。
0:01:54	それでは資料の説明に移らせていただきます。資料 3 をご覧ください。
0:02:00	関西電力前田です。それでは資料の説明に移らせていただきます。資料 3 をご確認ください。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:09	今回 1 度確認していただいて、1 回ヒアリング時で確認していただいている資料ですので、変更箇所について説明させていただきたいと思えます。
0:02:18	資料 3 につきまして変更箇所新規追加ページは赤字で記載しております。
0:02:24	まず右肩 3 ページをご確認ください。
0:02:28	右肩 3 ページ、一番上の工事目的についてですね。
0:02:33	こちらメーカー保守の中心のためというふうに前回書かせていただいていたんですけれども今回の設備会議室をD1 というメーカー補修中心に伴う設備改造という記載でしたが、記載の方を具体化しまして、
0:02:46	あと工事の全体プライドの明確化としまして、放射線監視盤の更新に対する地域します。
0:02:53	同じページ、設備対応、右のページ右方ですね、設備概要の方につきまして仕様比較表ですね、こちらのベクレルの方がB、
0:03:04	Pと表示されておりましたので、こちら誤記と修正ということで修正させていただきます。また仕様比較表にて、耐環境性に関する比較説明が温度のみであったので、こちら圧力と湿度の方、追記してごさいます。
0:03:18	これは同資料の右肩 7 ページの方も同じように修正を行っております。
0:03:25	続きまして右肩 4 ページ。
0:03:28	工事全体概要の明確化として、全体概要図を記載しております。
0:03:34	また放射線監視盤の更新について、SA機能を有している場合に対して基本設計に要求されている機能や耐久性に問題がないことを追記しております。さらに、技術基準規則 34 条、4 項の記載要求については、
0:03:49	要求事項についても追記しております。
0:03:52	ページ下段ですね、高浜発電所 1 号 1 号、及び蓋棒の今後の予定についても記載させていただいております。
0:04:02	次に右肩 6 ページ。
0:04:10	こちらは設計及び工事の計画認可及び手続きに関する記載というところで、炉規法と全情報がわかりづらいというところでしたので、こちら明確化という形で記載の修正を行っております。
0:04:24	次、続きまして右肩 9 ページ。
0:04:31	9 ページですね工事計画、添付の品質マネジメントシステムに関する記載の適正化ということで、
0:04:40	赤字の通り記載の適正化を行っております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:45	続きまして、右肩 14 ページ。
0:04:53	高感度型主蒸気管モニターの設計方針につきまして、基本設計方針の要求内容について記載を適正化しております。
0:05:03	続きまして右肩、17、18、19、20 ページ、こちら 17 ページ以降が、
0:05:11	基本設計方針ですね今回変更なしとしておりますが、そちらの引用元について詳しく記載した内容を追記しております。
0:05:21	資料 3 につきましては
0:05:23	変更箇所、コメント反映箇所は以上になります。
0:05:27	続きまして資料 4 を確認お願いします。
0:05:34	資料 4。
0:05:36	資料 4 の 3 ページ、目的ですね、1 ポツ目的のところ、メーカー保守のため設備改造実施という記載でしたが、これも記載を適正化しております。
0:05:51	続きまして資料 4 ページ。
0:05:54	設置目的及び設置された経緯につきまして、こちらを追記させていただきます。また薄井ガス 6 日 SG ブローダウンモニターの特徴を踏まえた上で、それぞれどういう役割で使い分けられてるのかを追記しております。
0:06:08	さらに SG 漏えい判断の判断基準についても、このページに追記させていただきます。
0:06:15	次に 7 ページ。
0:06:22	高エネルギー領域、また、エネルギー領域の計測単位に関する記載ですね。こちら 1%さしていただいております。
0:06:33	続きまして 8 ページからこれ 10 ページにかけて、八、九十ページなんですけれども、
0:06:39	見識の使用比較結果につきまして、応答時間を含めた記載内容に適正化をしております。
0:06:46	また検出器の性能評価について、アンギオ考慮されて設計されてるといことがわかるような記載についてさせていただきます。
0:06:57	続きまして 24、23 ページから 24 ページ。
0:07:05	こちら、関連条文につきまして審査対象外とした特許について詳しく説明書きを追記させていただきます。
0:07:19	資料 4 につきましてはコメント反映箇所は以上になります。
0:07:24	資料 5 の
0:07:26	前回第 1 回のヒアリングしに回答できなかった部分、部分について個別回答させていただきます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:34	資料 5、
0:07:35	A、
0:07:36	ヒアリングQAナンバーワンとしまして漏えい量 0.1 リッターパワーを計測下限として設定した根拠について説明することということでございまして、こちらの漏えい量 0.1 リッター%を測定下限とした背景につきましては、
0:07:51	N16 の使用実績がCO・OPのフランスにおける測定下限値、0.1 リッターパワーを踏襲したものであるというふうに記載させていただいております。
0:08:00	続きましてヒアリングQAナンバー2、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書で、個数のみ記載しているのはなぜかというところで、
0:08:10	回答としまして実用炉規則の別表第 2 におきまして、設備別記載事項とも求められている、記載内容につきましては以下の通りというところでもちょっと長いので割愛させていただきますが、記載の中でですね、このうち本執行人申請に係る
0:08:26	内容については個数のみであるというところから、記載の方をするのみとさせていただきます。
0:08:36	はい。資料の説明は簡単ですが以上になります。
0:08:45	はい、衛藤原子炉規制庁西内です。
0:08:48	そうしましたらこちらから事実確認を進めていきたいと思いますが規制庁が何かありますか。
0:08:56	はい。規制庁江原です。ではちょっと私の方からの資料 3 ですね、
0:09:02	の概要説明のパイプについて若干ちょっと
0:09:07	はい。最初にちょっと、
0:09:09	そうですねマスクング箇所に関してちょっと、
0:09:13	精査いただきたいというところで、ちょっと、はい。
0:09:19	はい言わせていただき、お伝えいたします。はい。今回この概要説明資料を用いてですねメインに用いて審査会合、
0:09:31	になるというふうに
0:09:35	のこれ説明資料として使うという、
0:09:39	ことになるかなと思っておりますけれども。はい。例えば 3 ページ、右肩 3 ページ目等をちょっと見ていただきたいんですけれども、
0:09:49	はいこちらの方ですね変更前と変更後の件スズキがもう丸々マスクングになっておりましてもうこれを
0:09:59	このことについては話すこと自体がもうちょっとマスクングだと。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:03	というような情報になっておりますので若干ここに関しては工夫が必要かなと思っています。
0:10:10	例えばですねあの辺、変更前の検出器を、
0:10:15	が今の
0:10:18	マスキングかかっていますけれどもこの後に括弧していか変更前の検出器、
0:10:23	というですとかそういった形で
0:10:27	何かこう言いかえるような形にさせていただくとこの変更前と変更後についていろいろ、
0:10:34	会合の中でやりとりができるのかなというふうに考えておりますのでそこから辺ちょっとご検討いただければなと思っています。はい、まずその点よろしいでしょうか。
0:10:48	関西電力前田です。
0:10:51	はい、マスキング箇所の適正化及び審査会合を意識した資料の説明作りにつきまして理解いたしましたので、また資料の修正の方さしていただきたいと思います。
0:11:02	はいありがとうございます規制庁ウエハラです。同じページの添右、右下にあります表なんですけれども、これをですね、これ丸々マスキングという形になっておりますけれども、これも
0:11:16	見せられなん、ないように、項目によっては見せられる。
0:11:21	ところもあると思いますのでここについてもちょっとマスキング仮称を、の精査をお願い。
0:11:27	いたします。
0:11:28	というのとあともう1点この表に関してなんですけれども、このNo. 5の耐環境性というところ、ところでですね、申請書の方を見ますと
0:11:39	これら3項目のほかに耐放射線、
0:11:42	に関する項目もあると思うんですけれどもそれについてこの5番に追記いただくというのは、スペース上ちょっと難しいでしょうかね。
0:11:53	関西電力前田です。耐放射線につきましてはもともと設計上の対応、放射性について●●(非開示情報)
0:12:02	すいません今の機密情報ですので、
0:12:07	おそらく処理をお願いします。変更前の検出器につきましては放射線、耐放射線水の設計というのがお手元の申請資料の中で明確に謳っていないところがありましたのでちょっと今回記載は立ち会いさせていただいたという流れになっております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:27	はい。規制庁植原です。
0:12:29	はい。
0:12:31	まだっとは、かと思うんですけれども申請書の添付資料のところですね
0:12:41	他、環境条件として耐環境性も書いてますので、それについてこのところに追記するというのは難しいでしょうかね。
0:13:00	関西電力の相田です。少々お待ちください。
0:13:37	関西電力前田でございます。
0:13:39	先ほど放射線、耐放射線に関する
0:13:43	耐環境性の方に対して耐放射線の記載地域というところですねこちらの方で工夫させて記載させていただきます。
0:13:51	はい。規制庁植原ですはいありがとうございます。
0:13:55	そうですねちょっと同じ。
0:13:58	概要説明資料の右肩 12 ページでもですね基本設計方針の環境条件等のところで圧力温度湿度とあわせて放射線という項目も
0:14:08	ございますので、そうですねでき、スペースが許すようであればちょっと耐放射性も
0:14:17	アノむタイ放射線に対することも記載いただければと思います。
0:14:23	はい。
0:14:24	はい。あともう 1 件同じページ 3 ページ目で、ちょっと確認したいんですけれどもすいません今回の改造工事、
0:14:33	に関して、効果の主蒸気管モニターほか、
0:14:38	の改造工事ということでこの他が何なのかというのを、確認した際にですね放射線監視盤以外にも前置増幅増幅器もあったというふうに、
0:14:49	認識しておりますけれどもその前置増幅器というのはこの概要パワーポと補足説明資料のどこかに、
0:14:57	何かご説明がありましたでしょうかというちょっと確認になります。
0:15:11	関西電力前田です。
0:15:14	前既存区域につきましては見識の一部という認識でして、あえて分けでの記載はしていません。
0:15:28	はい規制庁ウエハラですはい
0:15:30	承知いたしましたはい右肩 4 ページ目見ていただくとは確かにそうでこのモニターの中にこの前置増幅器を

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:39	含むということでこれと同じと考えられているということでこの 3 ページ目のタイトル等にあるこの他っていうのはあくまで放射線監視盤のことをさしていると。
0:15:51	いうふうに理解いたしました。
0:15:53	はい。
0:15:55	はい佐瀬続きましてですね右肩 5 ページ目をちょっと見ていただきたいんですけれども、
0:16:01	はい。ちょっとこの右肩 5 ページ目がですね結構説明項目が丸ごとちょっとマスキングになっているものが、かなり
0:16:13	ありましてですねここもちょっとマッピング箇所について精査いただきたいと考えております。この左側の図はまあ仕方ないとしてもですねちょっとこの説明の部分に関して
0:16:26	精査いただくことは可能でしょうか。
0:16:32	関西電力前田です。マスキング箇所について精査了解しました。
0:16:44	はい。
0:16:47	規制庁西内ですけど一応、
0:16:51	一応念のため趣旨だけですけど、無理に開けろっていうことを言ってるつもりはないと、まずしかご認識をいただいて、
0:16:59	ただ本当に余るとマスクなのかどうかっていうところだけちょっと疑問に思った部分があるので、ちょっと精査いただきたいっていうちょっとお願いをしてるものなので、別に開けろって言ってるわけではないということだけはしっかりご認識をいただければと思います。
0:17:13	その上でもうこういう、ここで全部機微情報の商業機密なんですとか、そういうことであればこのままで結構です。はい。
0:17:22	関西電力前田です。
0:17:24	小田島氏、機微情報について今一度確認した上でマスキング箇所について精査させていただきます。
0:17:31	はい、規制庁西内ですその上では最初にウエハラの方からの変更前の検出器とか変更後の検出器とか、
0:17:38	そういうところはどっちかっていうとお互いが要はアノ者共通認識取りやすいようにっていう配慮だけいただきたいっていうそういうお願いですね。
0:17:45	はい。
0:17:46	単純にその種類を入れればいんでしょうけどそこが商業機密なのであれば、そういうふうになんかちょっとお互いしゃべりやすいような、説明資料

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	を作っていた方が関西電力も説明しやすいと思いますし、こちら もその部分の話をしたいですって言いやすい。
0:18:00	ですので、そこだけちょっとご配慮いただきたいというお願いでございま すよろしくお願いします。
0:18:05	関西電力前田です。了解いたしました。
0:18:27	はい。秋月オクでございます。はい。
0:18:31	企業さんの
0:18:33	3 ページの、
0:18:35	右下の表に関して、教えていただきたいんですがマスキング課長さんち よつと。
0:18:40	可能な範囲ということではあるんですけども、今回検出器の変更に伴っ て建設工事の違いが応答速度に影響を与えるということがあったかと 思います。
0:18:52	耐環境性に関して先ほど植原の方から
0:18:56	指摘がありましたそん中で言及もありましたけども、温度を圧力出動 で、放射線も追加されるということですけども、
0:19:03	マツノに関して、それぞれ検出器によって若干耐環境性が違うようなこ とがあるようですがこういった耐環境性主張の違いが、
0:19:13	監視の性能に影響を及ぼすということはないでしょうか。説明をお願い できればと思います。つまり、どちらの条件がその仕様上、使用環境に 適合的なのか、その度、
0:19:25	可能な範囲でご説明をお願いできればと思います。
0:19:30	関西電力前です。少々お待ちください。
0:20:15	関西電力前田です。
0:20:17	仕様比較表における再環境性について見識、更新前後における比較と いうところですけども、見識更新前後におきまして、どちらもですね、
0:20:28	環境でいけば 10 条 15 条の方で環境要求があるんですけども、こちら の方の環境設計については満足できる仕様となっております。また第 1 回のヒアリングでもいろいろありましたが、●●(非開示情報)
0:20:39	●●(非開示情報)、あ、失礼しました。機密情報ですのでマスキングお 願います。幸甚前後に比べて、更新後の検出器につきましては、懲戒 性、
0:20:51	合わせることによる劣化の進行が早いという一般的な話、一般的な通 説とあるんですけども、こちらにつきましては今回、採用される形式は 機密容器に封入されたものでございまして、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:03	更新前の環境課と同じ
0:21:06	更新前の検出器の絵と、どう環境下における機能の確保が可能となっております。
0:21:13	はい。形状の奥でございます。了解しました。ありがとうございます。はい。あとちょっと細かいことで恐縮です資料2に関してなんですけれども、
0:21:22	こちらの表になっていて左側の表にコメント事項、資料3コメント事項とありますがこれは資料の3、資料の4の誤りかなと思いますのと、
0:21:34	あとその同じ表の右下の方に、QA対応で対応ページのところは資料3-9となっておりますけれどもこれ今回、いただいた資料と照らすと、資料の5の間違いじゃないかなと思ったんですが、いかがでしょうか。
0:21:49	関西電力前田です。ご指摘の通り、資料、
0:21:53	右にして、資料2の右左側ですね、資料にコメント事項、資料二、三コメント事項につきましては、全体1回、ヒアリング時の資料の、
0:22:03	名前を記載させていただいておりますので、こちらにつきましては資料3、資料4と読みかえていただければ問題ございませんで、ご指摘がありました右下の資料3-9、
0:22:14	の記載につきましてはこれはすみません資料4-9、
0:22:19	の動きになりますので、こちら申し訳ございませんが、エミ会お願いします。はい。規制庁の奥です。了解しました。ありがとうございます。
0:22:36	はい規制庁ウエハラです。はい。
0:22:39	では他特になければちょっと内容的なところでちょっとちょっとそもそもこの交換の主蒸気管モニターを設置することになりました美浜2号機の
0:22:50	SGTR事故からですねどういったその議論が
0:22:56	あったのかですがそういったところについてちょっと
0:23:00	はい。確認させていただきたいと思います。はい。あのですね資料といましては補足説明資料の4、4ページ目ですね。
0:23:11	4ページ目を見ていただきまして、資料4ですね、資料4の4ページ目を
0:23:17	見ていただきますと、この他の主蒸気管モニターの設置経緯、目的というのが
0:23:24	はい。
0:23:25	書いてありまして事象心進行が早くって
0:23:29	原子炉出力低下操作が間に合わなかったことを踏まえて迅速化を目的に設置したものであるということで、この下のところに

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:39	漏えい検知するパラメーターが挙げられていてこれらを総合的に勘案して事象の特定を行うと。
0:23:47	というような、はい。
0:23:50	ことになっておりますけれども、
0:23:53	はい。
0:23:55	そうですね
0:23:56	で、
0:23:57	この美浜 2 号機の事故が起こる前と後で、具体的に
0:24:02	その漏えい検知ですとかそれに伴った原子炉出力低下操作に対して
0:24:10	新しく加わったことですが変更点ですねそういったところを
0:24:15	ご説明いただきたいかなと思っております。
0:24:20	はい。具体的に美浜 2 号機の時はずね
0:24:26	最初にSGブローダウン水モニターの方で、若干数数値が上昇しているというのを、
0:24:37	確認しまして、サンプリング測定をしていたところ、復セイキのガスモニタの方で注意警報が出て、それに続いて、
0:24:47	ブローダウン水モニターの方でも注意警報が出たということで負荷、負荷降下を開始されたということですがけれども、そういった流れに関して、
0:24:57	そういった外で何かこの事故を踏まえてそういったところがどういうふうに変ったのかというところを杯ご説明いただければなと思います。
0:25:11	関西電力前です。少々お待ちください。
0:28:23	関西電力前田です。
0:28:26	すいません先ほどの質問につきましては、N2 事故の前後における変更点というところで認識しております。N2 以降につきましては先ほどご説明いただいた通りですね、
0:28:37	高感度型支社モニターがない状態、福士駅が中心モニターとSGブローダウンモニターの検知によって事象が発覚したと。事象発覚時にはもう細管破断が発生した状態でプラント緊急停止に至ったと。
0:28:51	いうところになっております。その事象を受けまして、今回早期現地が可能なN16 モニターを設置した上で、三つのモニターですね、N16 を加えた三つのモニターにて相互干渉を行うことで、
0:29:03	早期の漏えい検知を実現しているという流れなっております。以上の説明でよろしかったでしょうか。
0:29:11	はい。尾藤ウエハラです。はいありがとうございます。
0:29:15	二つ、二つのモニターから三つにされたということで追加したの。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:23	だから最も早く事象を検知できるということで手厚くなったと思う一方で すね、確認したいのはですねこの三つのモニターに対してその安東ア ンド条件で、
0:29:39	これら、三つのモニターの注意警報とか、
0:29:43	何ですかね、そういったものをアンドで判断されるのかこれらのうち、例 えばどれか二つが、
0:29:51	注意警報を出したら、例えば負荷降下をするですとか原子炉を止め に行くですとか何かそういった形になるんでしょうかね要するに1通だけ だったら誤差どうっていうのも考えられると思いますので
0:30:06	これら三つのモニターを使って総合的に
0:30:10	見ていくというところのちょっと詳細をちょっと聞かせていただければと 思います。
0:30:19	関西電力、関西電力前田です。
0:30:23	事象の判断基準についてというところで理解しております。
0:30:27	補足説明資料同じよう、補足説明資料の4の4ページですね、の上 半分(1)設置目的経緯のところにつきまして、
0:30:37	蒸気発生器細管漏えい検知パラメーターとしまして、先ほどおっしゃ られていただきました高感度型主蒸気管モニターの指示と、復水器がス ペースモニターの指示、SGブローダウンの指示、
0:30:48	ですねあと、破断蒸気発生器の水位及び圧力というところがございま して、まずおそらく交換の方中間モニターが一番最初に上がってしま したんで、おっしゃる通りこの時点でモニターの故障単体故障という点 がありますので、
0:31:04	そのあとですね、この残ったパラメーターのうちのどれか一つ全部上 がってくれば、アンドで漏えいが発生してるというふうに判断いたし ます。
0:31:14	以上になります。
0:31:22	はい。規制庁江原です。はい説明ありがとうございました。今この4 ページ目で挙げられているこの四つ、四つの項目で、一番下の方が何 か二つパラメーターがありますので合計五つ。
0:31:37	検知パラメーターがあると認識しております、効果の主蒸気管モニ ターに限らずこれら五つのうち、
0:31:46	二つ、
0:31:48	が上昇し、したらそのアンドで、
0:31:53	漏えいをけ判断されるというそういった理解でよろしいでしょうか。
0:32:07	関西電力前田です。少々お待ちください。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:10	検証。
0:32:36	関西電力前田です。
0:32:37	先ほどの質問ですね、この五つのパラメーターのうち、どれか二つという形で
0:32:45	質問を受けたんですけれども、今回高感度型主蒸気管モニターが最も早く検知できるモニターとしておりますので、まずこちらの交換の形の友田N16が、
0:32:55	その指示が上昇したことを前提に残りのパラメータの指示が上がったときに、アンドで判断するというふうな
0:33:04	ことになっております。
0:33:11	はい規制庁ウエハラですはいはい。大変明確になりました。はい。ですね私の当初の質問としましては、
0:33:22	事故前はですねこの交換の周期かモニターがなかったと、というような状況で、これを新しく事故後追加されたと、いうふうに理解しております事故前、
0:33:34	もしわかるようでしたら教えていただきたいんですけれども事故前に関しては基本的なイメージとしてはこの一番上の交換と主蒸気化モニターがなくて、
0:33:45	この下にある復水復水器ガスモニタとブローダウン後に、
0:33:52	何かのどちらと何かアンドのような形で判断されるというようなフローになってたという理解でしょうかねはいそこんところちょっと教えていただければ。
0:34:07	笹井電力マエダです。関西電力前田です。少々お待ちください。
0:36:18	関西電力前田です。
0:36:20	高感度型主蒸気管モニターが導入前における漏えい判断というところで質問受け取りと認識しております。導入前におきましては、まず、
0:36:31	漏えいが発生した時点で、
0:36:33	オクセイキガス抽出モニター、
0:36:35	もしくは辻井ブローダウン水モニターの指示が上昇していくと。ただこの時点で、SGブローダウンモニターもスズキがシュウシツモニターも、檀SG、
0:36:46	裁判のASCEを特定することができないので、まずサンプリングを行うと。サンプリングを行った上でSGを特定した後に、必要な対応をとっていくという流れになっております。
0:36:58	このような回答でよろしかったでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:06	はい規制庁江原です。はい
0:37:10	はい理解いたしました。それに関してあれですね高感度型主蒸気管モニターというのはそれぞれのループについてますのでこちらの方だといち早く、
0:37:20	検知的かつルームも特定できるとそういう理解でよろしいですね。
0:37:27	関西電力前田です。補足ありがとうございますその通りです。
0:37:31	はい。規制庁植原です。はい。
0:37:34	はい。
0:37:37	はい理解いたしましたはい。
0:37:41	ちょっと細かな点でちょっと1点を追加で教えて欲しいんですけども、高感度主蒸気管モニターが上昇した。
0:37:51	あとですねここに掛けてパラメーターのうちどれか一つの上昇でアンドで判断されるという話があったと思うんですけども高感度長期間モニター導入後なんですけれども、
0:38:05	その導入前っていうのは何か、この二つのモニタープラスサンプリングで判断されるということなんですけど
0:38:15	何かSG水位ですとか圧力の方は特にその際は、
0:38:22	参考にされない。
0:38:24	ということでとりあえずはまずサンプリングで破断SGを特定するというような流れになるという理解でよろしいでしょうか。
0:38:39	関西電力、関西電力前です。少々お待ちください。
0:39:10	関西電力前田です。
0:39:13	更新税前における漏えいの判断基準というところでもう少し細かいところでいきますと、先ほどおっしゃられました
0:39:20	福重が質問したSGブローダウンのサンプリングを行って判断する、必ずしもそういうわけではなくてですね、SGブローダウン水モニター、もしくは復水器が収支モニターの指示が上昇した時点で、おそらく更新前においてはこちらが、
0:39:37	漏洩量にもよるんですけども、一番早い強い上昇かなと思いますので、そのあとですね、破断SGの水圧力であったり、一次系の圧力、
0:39:48	圧力温度であったり換気キーの関係圧力であったりですね、その辺関連パラメーターについて確認した上で、今後の操作を行っていくというふうに対応しております。
0:40:01	以上でよろしかったでしょうか。
0:40:07	はい。規制庁上原です。はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:10	はい承知、やはり理解いたしましたサンプリング以外にも他の一次元二次系の熱流動的なはいファラメーターも
0:40:19	はい。確認してはい総合的に判断するということではい。理解いたしました。
0:40:27	はい。ですね今までの説明上ですね
0:40:34	説明上こういったモニターの指示が上昇したらですとかその上昇。
0:40:41	が、これらのモニターのうちの一つで起こったらそのアンドで判断されるというようなお話をされてたんですけども、これらのモニターに関してはですね警報がそれぞれ設定されていると。
0:40:55	認識しております、例えば他の長期間モニターに関しては、
0:41:03	うん。
0:41:04	申請書の添付資料 5 の方に記載されてるんですけども、
0:41:10	高警報と、注意警報、
0:41:15	というものが設定されておりますですね、この注意警報の方だと監視強化で公平高高警報の方だとプラント停止基準と、
0:41:25	いうふうになってまして、こういった二段階の警報がですねこれら三つのモニターに関して設定されているという理解でよろしいでしょうかという、
0:41:36	点とですね、あとこの高警報っていうのは何か添付資料を見るとプラント停止基準というふうになってますので、
0:41:43	この高警報が出ると、何かもうプラントを
0:41:48	もう止めに行く、操作に行くのかなと。
0:41:52	ちょっと想像しているんですけどもそういった理解でよろしいでしょうかという、その 2 点に関してちょっとはいはい。ご説明いただければと思います。
0:42:04	浅井陸真です。少々お待ちください。
0:44:47	関西電力前田です。
0:44:49	まず、他のモニターですね、モニター交換とか多数釜田N16 モニターと福士駅が主質問か、SGブローダウン水モニターにつきまして、
0:44:59	N6 につきましては先ほど説明していただいた通りですけれども、残りのシャツのモニターにつきましても注意警報とこう傾向ですね、二段階の設定を行っております。その上で
0:45:10	単体で、注意警報及び高警報、仮に警報としましてプラント停止レベルと基準としておりますが、単体高警報が出たとしてもやはり関連パラメーターを確認した上での総合的判断なので、やはり単体の故障という点がどうしても切れないので、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:27	そこについては合計法単体で、プラント停止の判断をすることはありません。
0:45:32	以上になります。
0:45:36	はい規制庁ウエハラです。はいはいありがとうございました。
0:45:40	そうですねこの交付、例えばマークプラント停止基準の高警報
0:45:47	を例にとりますけれどもこれも先ほどご説明あった通り、
0:45:51	例えば効果の主蒸気管モニターで警報が出ましたっていうふうになってもそれだけでは判断せずに、先ほどと同じような
0:46:01	ロジックで、それ以外のパラメアノ検知パラメーター、
0:46:07	のうち
0:46:09	他でどれか一つでもまた同じような高警報
0:46:14	のようなものが出たらアンドで判断されてプラント停止。
0:46:18	というふうに進んでいくというそういうフローになってるという理解でよろしいでしょうか。
0:46:27	関西電力の会田です。高感度型市場北モニターの警報が発生した時点で、まず漏えいを疑いに行きますので、他の警報、他のモニターの警報が発生してからだよというのを待つのではなく、他のモニターの指示の上昇傾向が見られれば、
0:46:42	警報を待たずして、漏えいであると判断するフローになっております。
0:47:00	うん。
0:47:02	阿曾さんねすみません規制庁植原ですけれどもちょっとすみません説明が若干ちょっと理解できなかったところがございまして、まず交換の小器官モニターで警報が出ましたと。
0:47:15	いうふうになったら他のモニターでも上昇がないかというのを、
0:47:21	確認しにいくというような、
0:47:24	ご説明だったかなと思うんですけれども。
0:47:29	はい。ちょっと私がちょっと今明確に聞きたいのはですねこの
0:47:34	モニターの高警報
0:47:36	警報というものの役割ですね、保安規定上でもいいんですけれども運転上この警報というのはどういう扱いなのかっていうところで、何かこれが例えば二つ出たらもうプラント停止だよみたいな。
0:47:51	だから、何かそういったものなのかなと。
0:47:54	いうのをちょっと確認したいんですけれども。はい。
0:48:00	関西電力前田です。少々お待ちください。
0:51:27	関西電力前田です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:29	説明ですね、注意警報の警報ですねの注意警報後警報が出るパターンとしまして、その注意警報が出た場合に先ほどおっしゃった通り関連パラメーターを監視した上で、
0:51:43	漏えいの判断を行うと。で、もう一つ単体故障という話がございますので、警報が出た際にも、
0:51:51	カンパ関連パラメーターの監視というのは同時に行っていくんですけども、N16の単体の建設2ということで、遮へい体を挿入することで、N16モニターと、主蒸気管、
0:52:03	とのす。モニターのサンプリングを遮断することができますので、その時点での指示変化等見てN16が健全であることが確認できれば、
0:52:13	漏えいと判断するという、
0:52:16	流れになっております。
0:52:19	以上の説明でよろしかったでしょうか。
0:52:23	はい。規制庁植原です。はいありがとうございました。
0:52:26	すいませんで、ちょっとこちらがちょっと気にしてるのがですね、添付5を見ますとこの高警報がなんかプラント停止基準と、何かちょっと絡んでるというような形で括弧書きで書かれてますのでちょっと
0:52:41	どういった形で関係しているのかというのを、ちょっと関係性をちょっとお聞きしたかったんですけども、はい。
0:52:50	そうですねわかるようでしたらちょっとはいご回答いただければと思います。
0:52:57	関西電力前田です。少々お待ちください。
0:53:27	関西電力前田です。資料5にしまして、まず注意警報が出た時点では関連パラメーターをもって判断するという、あの段階ではあるんですけども、警報が出た段階では%のモニターの健全性を確認しに行くということで、
0:53:42	遮へい体先ほど申し申し上げました通り、遮へい体の挿入にてモニターの健全性が確認できればN16単体の上昇確認のみで、プラント停止を行うと。
0:53:53	いう判断を行っておりますのでこのような違いとなっております。
0:54:04	はい。規制庁植原です。はい理解いたしました。
0:54:07	その効果の主蒸気管モニターだけで例えば警報が出た場合でも、それに車車まあ遮へい材、遮へい材ですかね。
0:54:18	ていうのを挿入して健全性が確認できればそれ単体でプラントを止めに。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:24	いくという粗相ユリ、そういうご説明だったと思うけど。
0:54:29	思いますけれどもそれでよろしい、そういうそういった理解でよろしいでしょうかね。
0:54:42	関西電力前田です。はい。その通りです。
0:54:47	はい規制庁ウエハラですはい承知いたしましたで。
0:54:51	今おっしゃったようなことっていうのは、保安規定ではなく保安規定に紐づく内規のようなところで定められているという理解でしょうか。
0:55:06	関西電力前田です。はい。運転所則の警報対応というところで定められております。
0:55:17	はい規制庁ウエハラですはい。はい大変明確になりました。
0:55:24	はい。
0:55:25	そうですねはい。
0:55:28	ということです。はいそれで当初私が知りたかったのはその美浜2号機の事故を踏まえてですねこれがそもそも何で入れることになったのかというところで、
0:55:40	そうですねこれによって早期に検知できるっていうこととかつ破断SGを特定できると、いうこととあと、これがもう誤作動でないということが確約できればもうそれだけでもうプラントも早めに
0:55:55	止めに行きますとそういったところでパッケージとして理解できましたの ではい。
0:56:02	はい。はいはい大変理解できましたはいありがとうございます。はい。
0:56:32	規制庁西内ですけど。
0:56:35	衛藤。
0:56:38	概ねまず理解できたんですけど、じゃあ最後に、最後になってかちょっと 幾つかあるんですけどね、まず、
0:56:48	この資料の、
0:56:51	資料4の
0:56:54	4ページ目の(1)ですよ。
0:56:58	この(1)で言ってるのは、
0:57:02	原子炉の停止に関しての、
0:57:05	は判断の話をしようとしているのか。
0:57:11	チューブラプチャー能事象ベースの操作基準ありますよね保安規定の方にも書いてますけど、あれに移行するタイミングの判断の話をしたいのか、まずどっちの話をしてるんでしたっけ。
0:57:28	関西電力の相田です。少々お待ちください。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:12	規制庁西内ですけど、今しゃべってないですよ。
1:01:21	はい。しゃべってません。
1:01:23	関西電力前田です。はい。ちょっと発言しておりません。
1:01:27	オガタあんまりへんなんか難しいことを聞いたつもりはなくて、
1:01:34	今保安規定で手元にお持ちですか、どのプラントでもいいですけど、
1:01:40	はい、手元にあります。
1:01:42	はい。添付 1 の異常の異常時の運転操作基準あるじゃないですか。この間の僕ここで主蒸気管モニターが出てくるのでここベースで前回お聞きしたんですけど、
1:01:56	ここの話を今この(1)のところでは資料 4 の(1)のところで記載してるってそういう理解でよかったです。
1:02:06	関西電力前田です。はい。その通りです。わかりましたわかりましたです。そうであれば、多分これだけじゃないと思っいてですね。
1:02:16	添付 1 の表 2 のところの記載で前回私確認させていただきましたけど、これってあくまで非常用炉心冷却系が作動した時の事象ベースの運転操作基準なんですよ。
1:02:28	だからまずう、ECCS系が作動してでもすでにトリップしている状態で、さらにそういった兆候がある場合にはSGの
1:02:39	SG伝熱管そそう事象収束操作に移行するっていうその判断基準として書いてるものですよ。だからその判断基準の説明なのであれば、もう少しだけちょっと明確に説明をいただきたいのですね。
1:02:52	さっきの説明の中でもいろいろ触れたと思うんですけど、まず、事象発生したときに、
1:02:58	まず原子炉を停止するかしないかっていう話があるわけですよ。
1:03:04	だからそういう意味でいうとどここの何の話をしているかっていうのがちょっと保安規定も含めて明確に確認をしたいと思っいてですよ。
1:03:13	そういう意味でまず保安規定上で、
1:03:17	この主蒸気管モニターとかを含めてその漏えいが認められ、漏えいがあると判断したときにですよ、原子炉を止めに行きますっていう操作は保安規定上でまず規定はしてる、してるんですけど。してないんですけど。
1:03:34	監査委員の駒井です。少々お待ちください。
1:04:49	関西電力、前田です。
1:04:51	すいません高感度型主蒸気管モニターにおける漏えい判断につきましては、保安 9048 条、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:56	いて、
1:04:57	蒸気発生器漏えいが発生したと判断した場合においては、
1:05:04	濃度 3 及び、暴動後ですね、に移行するというふうに処置をとっております。
1:05:11	はい。規制庁西内ですそうですね。まずそこで規定してますよね。だから前回ちょっと僕もそこ、そこで確認をしなかったのでもちよっとうい所になってると思うんですけど。
1:05:21	そういう意味では、まず今現状このモニターをどう運用してどう使っているのかっていうところをしっかりと現状を説明して欲しいっていうところは前回もこれお願いした通りなんですけど、
1:05:32	今おっしゃっていただいたところから多分整理をしていただくのが、多分事象の流れ的にも、
1:05:39	正しいんではないかっていう気がするんですけど、
1:05:42	その観点でまずまず説明をしていただきたくて、その観点で説明をしたとしても、このページ 4 ページのこの(1)の記載ってのは変わらないんですかね。変わるんですかね。
1:05:56	さっきの説明を聞いてる限りは若干変わるのかなっていう気はしました。
1:06:00	が、ちょっとそこをまずしっかり更新をいただくっていうところをお願いしてもいいですか。
1:06:09	関西電力前です。了解しました。はい。こっちがちょっとお願いをしたいのは、結局だからこのモニターをどう使ってるかなんですよね。
1:06:17	事象のその流れがあると思うんですけど進展の、
1:06:22	こういうふうに動いたこうふうに使うとか、こういうふうに検知したらこういうふうにするとかそういう話がまずわかるように書いていただきたいというのが、オダの一つですと。
1:06:31	ねその上でですね、その上で、さっき説明の中であった話を踏まえると、
1:06:37	結局
1:06:40	高感度型の腫瘍科モニターが高警報発信したと。
1:06:46	バックグラウンドの生井鹿野辺りデータの警報設定してるとは思いますけど、それをたたいたら、遮へい体を家に行って要は誤作動じゃないかをちゃんとモニターの健全性を確認しに行きますよと。
1:07:00	まずその作業っていうのはそれは何か実際にモニターに直接人が行って、遮へい体を挿入してそのモニターの健全性を確かめるっていう理解でいいんですけど。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:11	関西電力前田です。その通りです。規制庁西内ですわかりましたで。
1:07:17	他の花他のモニターとかと、いや、前回ヒアリングで確認したときにはこれ単独で、このモニター単独で何か判断するようなことはないですよって話があったので、
1:07:28	その検出器の遅れの部分の検出器のその遅れ時間がちょっと遅れますよって話。
1:07:34	について何となく理解できたつもりだったんですけど、一方でこれ単独で判断するのであれば、
1:07:39	形式そのものの計数効率の話ですよ。あそこの説明で、そこに触れられないのは、なぜなんでしたっけ。
1:07:49	関西電力前です。少しお待ちください。
1:07:51	というかそこを説明しないと、あそこの説明には繋がらないと思ってるのでちゃんと説明をしてくださいっていうまず確認をしたいんですけど。
1:08:01	まずそこをお願いしてもいいですか。
1:08:07	関西電力前です。交換の方の使用期間モニター単独での漏えい判断っていうところにおいてそこを応答時間の今回更新前後において、朝が出るところ結びつけた説明というところで、
1:08:19	ちょっと確認させてください。
1:08:22	はい。結局関西で規制庁ニシウチですけど、関西電力として今回交換することについて、なんで、それでカーン、ここを交換しようと思ったのか。
1:08:32	何でこれでいいと思ったのかっていうところの説明ですよ。
1:08:35	で、全く同じものに交換するわけではなくて一部使用を改造するわけで、その一番主要の改造について、その本来の設置目的とか、あとは、
1:08:47	まさにそもそも何か今どういうふうに運用してるのかってそこですよ。何を達成したいのか。
1:08:53	それに、
1:08:54	それらを踏まえて、影響がない範囲での改造しようと思っただけでそういう説明だと僕は理解してるんですけど、それをちゃんと体系立ててご説明をいただきたいというところでございます。
1:09:05	具体的に言うと、さっきの、プラント停止操作の判断にあたっては、
1:09:11	今何分程度で、検知できるっていうものが変わるわけですよ。
1:09:17	で、それが変わったときに、そのプラント停止操作の判断。
1:09:21	に至るまでの時間っていうのがどう変わるのか変わらないのか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:24	変わるんであれば、そこが変わってもいいのかなどうか、そういう話に繋がらないと、説明としては足りないのかなという気がします。
1:09:31	ちょっとまずそこから事実確認をしっかりとしたいところですのでまた資料に明確に説明を記載いただいてもいいですか。
1:09:41	関西電力前田です。了解しました。確認いたします。
1:09:45	はい。
1:09:45	規制庁西内です。一応趣旨はご理解いただけたと思ってますのでちょっと今日時間も決まって、決まっちゃってるので、今説明できそうであれば聞きますけど、まず城田をお願いしたいと思って、
1:09:59	資料で明文化したもので確認をしたいと思っています。
1:10:03	その際エビデンスとかがもしあるのであればしかそういうものを示しながら説明をいただければと思います。
1:10:10	江藤っていうのがまずその停止基準っていう関係でちょっとお聞きしたいことでしたと。
1:10:15	あとは停止基準とあとは他の事象ベースで何か運転操作するときには兆候が見られたら
1:10:23	チューブラプチャーの収束操作に移行しますっていう判断基準があつて、そこではどうやって使ってるのっていう話はまさに今(1)で記載されてる内容っていうふうに理解をしたんですけどそこは大丈夫ですかね、そういう理解でよかったですかね。
1:10:38	はい。その通りです。
1:10:40	はい。規制庁西内です。先ほどお話しした内容をしっかりとちょっと資料に明文化して事実確認をさせていた、まだ事実確認させていただければと思います。
1:10:50	で、いう話がまずあつて、
1:10:58	うん。
1:10:59	そうですね。もう1点ですかね
1:11:05	そっか。
1:11:06	さっきA-16 モニターを誤作動かどうか確認しに行くっていう時には人がそこに行って
1:11:15	遮へい体を差し込むって話もあったと思うんですけど、そのその時点での環境条件的な考え方は何かあれですね遮へいを聞いていくんですかね。
1:11:28	それはどういう判断をするとどういう動きをするんですか。実際、
1:11:33	別のこの段階ではそういう話はならないっていう理解ですかね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:38	関西電力前です。
1:11:40	ちょっと、またそれについて、
1:11:42	では、少々お待ちください。すいません付随して確認したかったことなので、事実確認いただいてそれも書ける範囲でまずは了解いただければそれで結構ですよろしくお願いします。
1:12:01	はい。
1:12:02	江藤。とりあえずちょっと変えて欲しいことをお願いをしたつもりなのでちょっと続けて別の話を聞きたいと思えますけど何かほかに規制庁関連してありますか。よろしいですか。
1:12:17	はい。規制庁江原です。はい。では若干ちょっと別の掘件について若干の、
1:12:24	はい。何点かちょっと確認させていただきます。はい。
1:12:29	はい。同じ資料4なんですけれども、資料4のですね8ページ9ページ、9ページとかに記載が、9ページの上のところに記載があるんですけれども、今回N16モニター
1:12:46	また
1:12:48	今回交換の主要機関モニターの開発目標としてですね、N16モニターの使用実績が豊富なフランスにおける測定。
1:12:58	下限というのを踏襲されたと、というようなことが書いてあるんですけれども、このN16モニターというのはフランスで使われてない。
1:13:08	たくさん使われているということなんですけれどもこれ原子力PWRのような原子力プラントだという理解でよろしいでしょうか。
1:13:26	関西電力駒井です。少々お待ちください。
1:13:37	関西電力前田です。
1:13:39	はい、PWRにおける使用実績となっております。
1:13:44	はい規制庁ウエハラですはいありがとうございます。フランスってなるとAREVA社製かなと思ってまして若干日本の
1:13:54	の国内にあるPWRとは若干一部異なるところもあるかと思えますけれども、
1:14:05	フランスの、
1:14:07	フランスにおけるその測定下限というものをそのまま日本の国内のPWRにて適用できるというふうに考えた
1:14:16	考え方ですとか背景についてはご説明いただければと思います。
1:14:25	関西電力前田です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:27	はい。M2 事故以降ですね、微小漏えいが現地微小漏えいの検知が可能な高感度型主蒸気管モニターということで開発が進められていました。その当時平成 2 年頃ですね、フランス者、フランスにおける、これ、面談じゃん者なんですけども、
1:14:46	バグシスっていうモニターですね、こちら側のSGの微小漏えい検知のモニターとして運用されていたという事実がございます。こちらが先ほど言いましたフランスでの使用実績が他のモニターと、
1:14:58	いうことになっております。一方フランスにおける漏えい検知の要求基準というのがございます、こちらのフランス電力公社の方で、SG細管漏えいの判断基準値、
1:15:10	こちら、0.5 リッターパーアワーとして、求めております。で、こちらを設定されたことを受けて、ペアン提案者が開発したモニター。
1:15:20	こちらが 0.5 リッターパーアワーの漏えいが検知可能であるモニターであると。で、そのモニターの設計が 0.1 リッターパーアワーまで漏えい監視が可能であると。
1:15:31	いうところを受けまして、関西電力としましては
1:15:36	サトウですね
1:15:37	日本としましてはSGの細管漏えい自体に判断基準値を設けておらず、I SCN漏えいが発見できれば、プラント停止にするという流れになっておりますので、最低、こちらもうすでに使用実績のあるモニターの
1:15:51	最低漏えい、最低の測定ヶ月ですね、というのを採用したという経緯がございます。
1:15:57	以上になります。
1:16:02	はい規制庁ウエハラです導入の経緯について詳細ご説明いただきありがとうございます。はい。佐瀬私が機器を聞きしたかった点ですね。フランスの
1:16:16	フランスで開発されたSG漏えい。
1:16:20	を検知できるN16 モニターというのを、日本の国内のPWRプラントのSGの漏えいにも、適用できるというふうに判断された。
1:16:31	お考えというのも、についてもちょっとお聞かせいただきたいと思っております。
1:16:40	関西電力前です。少々お待ちください。
1:17:44	関西電力の前田です。PWRプラントにおける漏えい検知能力につきまして明確な基準がないことから、使用実績のあるアノば無視すの。今これが最も検知能力が高い。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:58	使用時かつ使用実績が豊富であるモニターとして、採用したという経緯がございました。
1:18:08	はい、鬼頭ウエハラです。はい理解いたしました。
1:18:12	はいAREVA社のPWRとですね国内のPWRでですね例えば主蒸気管の口径太さですとかちょっとそういったところでも、
1:18:24	間違いがあつたりするようであれば何かそのところで本当にこれを日本のPWRにも使えるのかみたいなそういった検討などが、
1:18:34	何か過去になされたようであれば教えていただいたかたつたんですけれども。
1:18:40	現状そういった検討も検討というのはなくて
1:18:46	フランスの方で開発されていて少実績もあつたのでそれは国内にも導入しましたという、そういった事実。
1:18:55	アノのみだという理解でよろしいでしょうかね。
1:19:01	関西電力前田です。
1:19:03	はい。そうですね孵卵数にて使用実績のあるモニターの最高漏えい検知能力っていうのを日本のモニターとして採用させていただいた、日本のモニターの開発目標として採用したと、というような
1:19:17	形になっております。
1:19:20	はい規制庁ウエハラです。
1:19:22	はい。理解いたしました何か日本の方でも、N10、この高感度長期間モニターで微小な漏えいがプラントで発生した場合なんかも模擬したような何か、
1:19:36	何か試験のようなものを実施されて何かそこで何か国内でも何か確認して
1:19:44	微小な漏えい検知できるということを確認してますよみたいなそういった試験も特にないのですかね。
1:20:00	関西電力前田です。そうそうお待ちください。
1:21:33	関西電力前田です。
1:21:35	先ほどの件ですねG-Powerの現地能力の確認方法につきましてはまず机上評価というのを間違いなく行っておるんですけれども、そのあとの実際の線源を照射した上での評価方法については、
1:21:47	ちょっと持ち帰り確認させていただきたいと思います。
1:21:52	はい規制庁ウエハラですはい。
1:21:54	よろしく願いますで、もうわかりましたらそうですねそれを確認した試験があつたようでしたら若干の補足説明資料にも葉山、その旨、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:22:08	入れていただければと思います。入れていただきたいと思うんですけどもよろしいでしょうかね。
1:22:17	関西電力前田です。
1:22:19	了解しました。資料確認した上で確認させていただきます。
1:22:24	はい規制庁ウエハラですはいありがとうございます。はい。でですねすみませんちょっとですね
1:22:31	大体の説明資料に対する
1:22:36	確認は維持、私の方からは以上なんですけれどもちょっと申請書の添付資料に関してちょっと
1:22:44	1点だけ教えていただきたいことがございまして申請書、
1:22:49	大井大井高浜どれもいいんですけれどもどれかちょっと見ることができましたが添付資料の5をちょっと見ていただく。
1:22:59	見ていただけますかね。
1:23:03	はい今手元にございますでしょうかね。
1:23:06	関西電力前田です。はい。添付資料確認できます。はい。はい。ですねこの添付資料5の4ページ目ですね、4、
1:23:18	3ページ目と4ページ目にですね、この放射線
1:23:25	放射線管理用計測装置の記録保存ですとかそういうあとその次のページの警報動作範囲というのが
1:23:36	書いてありまして、この添付資料に書かれているものは基本的に変更後、
1:23:42	変更した後の放射線監視盤における記録ですとか保存警報について書かれていると思いますけれども、
1:23:51	今回放射線監視盤を新しくされるということに、
1:23:56	されると思いますので、若干ちょっと確認したいのがですね、変更する前の放射線監視盤も同じような
1:24:06	仕様になって、
1:24:09	同じような
1:24:10	内容になっていたのでしょうかというのをちょっと確認させていただきたくて、具体的には今添付資料のところに、
1:24:19	交換の主蒸気管モニターの計測結果は記録計にて継続的に記録し、記録紙は取りかえて保存できる設計とする。
1:24:29	ということが書かれてたりですねあと次のページなんですけれども下のところで警報の
1:24:36	を発信するサインの。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:39	設定時ですね、設定値っていうのが高警報注意警報で書かれていますけれどもこれ変更前の、
1:24:47	放射線監視盤から特に変更はないという理解でよろしいでしょうか。
1:24:57	関西電力前田です。はい。おっしゃられる通り、変更前の放射線監視盤から、アホ更新後におきましてはこちらの運用及び設計について変更はございません。
1:25:12	はい、規制庁上は。はい規制庁のウエハラです早野理解いたしました。はい。
1:25:18	ということはこの放射線監視盤監視盤の変更前変更後においてもこの添付資料の添付資料の5ですね。
1:25:28	の内容には、変更はないということでよろしいですよというは確認になります。
1:25:37	関西電力前田です。はい。変更ございません。
1:25:42	はい規制庁ウエハラです。はいありがとうございました。
1:25:45	はい。
1:25:46	私からは以上です。
1:25:59	規制庁西内ですあとちょっと追加で何点かなんですけど
1:26:04	前回のちょっとヒアリングの時に、
1:26:08	ところモニターって、結局、中操でどういうふうに表示されるのかって話をお聞きしたと思うんですけど、あれ結局自治で表示されるんですけどでしたっけ。
1:26:21	1tデジタルで表示されます。はい、規制庁ニシウチわかりましたで警報値としては、結局バックグラウンドから一定の倍数かかったものを警報値と設定していった、
1:26:32	警報はその値を超えたらもう出るわけですよ。
1:26:36	それまでですはいその通りです。はい。規制庁ニシウチでわかりましたであとすいません。
1:26:46	他の条文の分、
1:26:48	ちょっと待ってくださいすいません。
1:26:54	規制庁西内ですちょっとそもそもまず運用的なところでちょっともう1点だけ別の話をちょっと確認したいんですけど、SGブローダウン水モニター、これって連続測定してますか。常に。
1:27:06	それとも間欠で要はスポットスポットで測定をしてるって感じになりますかね、どういう運用実際してますか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:27:14	関西電力前です。SGブローダウンモニターにつきましても、連続運用しております。連続監視を行っております。
1:27:21	規制庁西内ですわかりましたそれはあれですかね運転中も停止中もってそういうことで理解していいですか。
1:27:27	要はの位置付けに水がある場合においては、
1:27:35	違う二次系カシマ線に悪化しません。
1:27:40	要は二次系まわしてる期間においてはずっと常に連続運転してると思えばいいんですけど。
1:27:45	関西電力前田です。はいその通りです。
1:27:48	規制庁西内ですわかりました。
1:27:52	ちょっとそんな記憶違いだった申し訳ないんですけど、
1:27:55	割り等、
1:27:59	水質管理っていうものが、結構徹底されているということもあって何か連続じゃなくて何かスポットスポットで間欠的にSGのブローダウン水は何かまわしてる。
1:28:09	要は連続的にブローしてない。
1:28:11	ていうことを、ていう話何かあったか、なかったかってのは記憶も曖昧なんですけど、そういう話は特にないと思っていいんですけど。
1:28:18	そういう意味で言うとあれですね監視っていうかちょっと語弊があったかもしれないんですけどまず連続ブローはしてるんですけど。
1:28:28	浅井殿。あ、関西電力前田です。はい。連続ブロー行っております。わかりましたでその連続ブローするかしないかみたいなそういう話は特に、今まではなくて要は建設当時からちょっともう連続ブローしてますってそういう理解でよかったんですけど。
1:28:44	関西電力前田です。
1:28:46	はい。その通りです。
1:28:51	はい。規制庁西内ですわかりました。
1:28:56	あとは
1:29:00	何かわかりましたあとちょっと他の条文とかとの絡みをちょっとお伺いしたいんですけど。
1:29:06	説明資料で言うと、資料3です。天池が資料4か。資料4の後ろの方ですね。
1:29:15	具体的には、
1:29:19	23ページからですかね。
1:29:23	赤字で追記いただいた部分なんですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:26	まずですねちょっと意味合いを明確にしたいと思っているのが、既工事計画において確認された設計に影響を与えずっていう言い方は、
1:29:37	どうのことを意図してるかなんですけどね、要は既工認で適合性、適合している状態があるわけじゃないですか、その設計、
1:29:48	適合する設計があつてそれを変更しない。
1:29:51	から、審査対象条文じゃないですよっていうそういう理解で使っているのか、いや、その状態を変更するんだけど影響与えないかっていうそういう意味合いも含んでいるのか、前者が後者でいうとどっちですかねもしくはそれ以外の考え方なのか。
1:30:05	基本的に私全社と理解しているんですがそういう理解でよかったですかね。
1:30:11	関西電力前田です。はい。前者の理解で問題はございません。
1:30:15	はい。規制庁西内です。であれば、ちょっと全社がわかるように書いていただきたくてですね、ちょっと今までもこういう表現使ってたかもしれないですけど、ちょっと改めて読むと、
1:30:28	要は変更するけど影響を与えないっていう言い回しにも聞こえるんですよ。ちょっとそこら辺の表現がちょっと不確かだと、ちょっと確認もしづらくなっていくのでちょっと明確にここはまず表現をいただきたいなと思ってますがまずお願いしてもいいですか。
1:30:50	関西電力前です。少々お待ちください。
1:31:35	関西電力前田です。先ほど前者の
1:31:39	中身の説明でありました通り、既工事計画において認可された内容に対して変更を行わないという意味合いでこのようにさせていただいておりますがそちらの記載について記載適正化という意味でよろしかったでしょうか。
1:31:54	はい。そういう認識であればそういうふうに書いて欲しいっていうだけのちょっとお願いです。
1:32:07	浅井陸真です。少々お待ちください。
1:32:43	関西電力の会田です。すいません繰り返しになるんですけども、設計に影響を与えずっていう言い方が先ほどおっしゃられた通り全社公社
1:32:52	変更あるけど影響を与えない、もしくは全く変更がないとどちらにもとらえられるので、そこをはっきりと変更しませんというふうに記載の明確化を図るという認識でよろしかったでしょうか。
1:33:04	はい。規制庁西内ですその認識で結構です。
1:33:08	関西電力前です。了解いたしました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:33:11	はい。その上でですねちょっとまず資料4のところの20、
1:33:16	3ページのところで話をすると、まず、資料3の、あとは、20ページと関連して見ていきたいんですけど、
1:33:24	基本的にこのパワーポと、
1:33:28	補足説明資料で、別のことを説明しているものではなくて、まず補足説明資料が一つ立っていてその概要をまとめたものっていう、僕関係だと理解してるんですけどその理解になってます。
1:33:43	関西電力前です。はいその通りです。
1:33:45	規制庁西内ですであればなんですけど、
1:33:50	補足だと〇×三角っていう適応のやつを書いていて、それが何か概要になると何か違う街になっちゃうのがよくわからなくてですね。
1:34:00	要は補足で言っている〇×三角っていうものが多分この10ページでいうと、関連性もある審査対象0が0で、関連性もある審査対象×が三角で、××のものがバツでっていうふうになるという。
1:34:12	イメージは理解できるんですけど、そもそも何で違うような説明を
1:34:16	違う判例を使って説明をわざわざする必要あるのかがよくわからないっていうところが一つです。ちょっとご検討いただいてもいいですか。
1:34:24	関西電力前です。
1:34:26	牧田につきましては資料3のほう概要の方ですね審査対象でないということを明確にしたいがためにちょっとバツという記載をさしていただいたんですけども、資料4の関連付けということでこちらについては記載の適正化のほうを行っていきたいと思います。
1:34:40	はい。規制庁西内です、その上で
1:34:45	ちょっと少し具体的に確認したいのが例えば火災で融度ですよ。
1:34:50	衛藤。
1:34:51	そう意味で言うともともとちょっと念のため確認から行きたいんですけど、今回のプロセスモニターってまず、安全機能としてはMSさんの安全機能を持っているもの。
1:35:04	という理解でよかったんですよ。
1:35:07	関西電力前田です。はいその通りです。はい。規制庁西内ですわかりましたで、その上で例えば津波とか外部衝撃とか、溢水火災とかっていう自然現象関係のDBの要求事項ですけど、
1:35:21	これって基本的には設計基準対象施設っていうものに対して要求をしているので、そういう意味では関連性はあり、ありますよと。
1:35:29	ただ、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:35:31	それぞれ個別の理由で変更既工認で確認されたその適用性の状態っていうのを変更しないので、今回は審査対象はバツにしていますだからと三角なんですっていうそういう理解でまずいんですけど。
1:35:50	関西電力前田です。はい。その通りです。
1:35:53	はい。規制庁西内ですわかりましたで、そういう意味で言うと、松波とか外部衝撃っていうのは基本的に設備、
1:36:02	単体で何か社叢適合性を見ているわけではなくて、その側で守っているもので、その状態は特に変更しないのでってそういうことですよ。で、
1:36:11	そういう意味でいうとですね火災はちょっとわからない部分がまだあって、火災は、まず、火災防護対象には該当しないっていうのをこの一行目2行目でうたってもらってることですよ。
1:36:27	関西電力前です。はいその通りです。
1:36:30	はい。衛藤。
1:36:33	該当しない。
1:36:34	また、設置位置の変更はないことからっていうのは、
1:36:42	どういう。
1:36:43	ご説明をしたいっていうことでしたっけ。
1:36:49	関西電力前田です。火災の考え方として火災防護区域の考え方がございまして、現在菅社員を置くべき対象外であるところで、既工認上はそういう申請、
1:37:01	を受けた上でそういう評価し、火災、
1:37:04	防護対象外ということで評価しておりますんで、いちいち取引率に関しましても変更がないということで、このような記載をさせていただいております。
1:37:15	あ、ごめんなさいちょっと規制庁西内ですけどちょっと回答がよく理解できなくてすいませんもう1回お願いしたいんですけど。まず火災防護対象じゃないよう安全停止に必要な機器等じゃなくて貯蔵する機能。
1:37:27	機器等にも該当しないっていうそこは明確ですよ。そういうふうに巻き込んで整理をしてるっていうことだと思うんですけど。
1:37:36	それだけじゃ足りないと思ってるっていうことですか説明は。
1:37:45	益子。
1:37:47	安西電力、松丸通り、防護対象外というのがまず設定されてまして、そこから火災防護対象拡大であるということも、設備としては付与していますので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:37:59	そこに対する設計変更がないという意味で記載させていただいております。
1:38:04	規制庁西内ですちょっと用語を明確に使いたいんですけど、火災防護対象区画って言ってるの火災区画杭のことを言ってます。
1:38:16	しました火災防護区画ですね、何か火災防護区画って何でしたっけ、火災区画のことを言ってます。
1:38:23	火災防護区画ってどこにも書いてないと思ってますけど僕は、
1:38:27	火災区画のことを言ってますか単純に。
1:38:33	関西電力一少々お待ちください。
1:38:36	火災防護区画って言いましたっけ。
1:40:15	関西電力前です。申し訳ございません。火災区画で間違いございません。
1:40:20	はい規制庁西内ですそうですね。で、その上で、火災区画外だっという話をしましたか、さっき。
1:40:28	ここの設置されてる。
1:40:30	このA-16 モニターが設置される場所は火災区画外だっということをおっしゃった。
1:40:35	で理解していいですか。
1:40:41	関西電力まで少々お待ちください。
1:41:31	あまり長く時間かけるつもりもない質問なんですけど、まず火災区画にしてたかどうかをちょっとしっかり確認いただきたいんですけど少なくとも区域の中には僕は言ってると思っいてですね、まず間違いなく、
1:41:46	衛藤なので、何か設置一戸で、なのでさっきの説明はまずよく理解できなかったのでもっとご確認をいただきたいんですけど、その上で、まずこれ、あれですね。この、
1:41:57	今回のN16 モニター自体が、こういう火災防護で守るってしている機能を有してないって言ってるんですよね。
1:42:05	あそこでまずその話はなんかクローズじゃないんですかね。
1:42:09	その上で何かこの設置位置の変更もないことからっていうのは6条とか七条と同じように書く理由がまずよくわからなかった。で、強いて言えばですよ。このもの自体この設備自体が火災防護対象じゃないよっていうことを説明した上で、
1:42:22	あとはといってもその区域区画に設定されてるんであれば区域区画としての全体の設計があるわけですね。それらを変更しないものっていうのが追加で来るっていうのはなかなか理解ができるんですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:42:32	ちょっとここで書いてる内容がよく理解できなかったっていうところです。
1:42:36	今の私の話を踏まえて記載を適時見直しいただくもしくは充実いただくことって可能ですか。
1:42:45	関西電力前です。
1:42:47	了解しました記載の見直しを行っていきますと記載の見直しを行います。
1:42:51	はい。規制庁西内です。続けて 12 条も同じ必要な部分なんですけどね。
1:42:58	衛藤。
1:43:00	防護措置その他の適切な措置に該当しないことから防護対象設備じゃないっていう理由がよくわからなくて、
1:43:10	防護措置その他の適切な措置ってこれ何の話をしたいんですって。
1:43:21	まず、防護対象設備でないから。
1:43:25	言いたい理由はわかることはわかるんですけど、その前、その文章がよく理解できないっていうだけですね、防護措置その他の適切な措置に該当しないことかな。
1:43:37	ちょっと手順表現を適切に
1:43:40	していただければというだけですけど、よろしいですか。
1:43:44	関西電力前です。了解しました防護対象外としている理由についてちょっと表現の方、確認させていただきます。
1:43:51	はい。そういう意味ではあれですね 11 条も 12 条もまずは防護対象じゃないっていうことを多分言いたいわけですよ。はい。であればその理由を適切な表現を適切な用語を使ってちゃんと説明いただければそれでまだ結構ですと。
1:44:03	その上で
1:44:05	6 乗とか 7 乗は一方でその防護対象かどうかっていうところは言及はされてなくて、要は守り方的に関係ないのでっていう意味でいうとそもそもこれは守るべき設備なんですってっていうところはちょっと、
1:44:15	既工認でどういう話をしていたのかっていうところは事実をいただければそれで結構かなと思いますけども、そういった部分も 67 条あわせてお願いしてもいいですか。
1:44:27	3 歳電力マエダです。67 条においても、60 では津波防護対象該当しているという設計はもう工認上でできてますので、そちらについて記載の明確化をさせていただきたいと思います。
1:44:37	はい。規制庁西内ですよろしくお願いします。で、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:44:47	とりあえずそこらへんですかねヤダ書き工認で結局何を、どういう設計がなされていてそれを変更しないかっていうところを衛藤。
1:44:56	ちゃんとした用語でちゃんと説明いただければそれで結構ですということでもまずは資料化をしっかりとお願いします。
1:45:04	と、
1:45:06	続けてなんですけど、あとはちょっとお作法の部分ですけど資料5の、二つ目の矢羽根。
1:45:14	資料5の2ページ目の二つ目の矢羽根が、これちょっと下階てる内容が私理解ができなくてちょっと確認をしたいんですけどね。別表第2の規則の別表ラインにおいて求められてる記載内容以下の通りっていうのは、
1:45:29	どの記載ここ何の話をしてるかがよく本当に理解できなくて、
1:45:34	衛藤。
1:45:36	今、炉規則の別表2を見ながら説明ってできますか。
1:45:45	関西電力前です。少々お待ちください。
1:47:41	関西電力まですいません渡しました。20の規則の別表第2、
1:47:47	の、各発電用原子炉施設に共通共通項のところですね、のデッドラインの表の右側の添付書類の中でですね、説明書としてすぐ共通項目として必要な説明書
1:48:00	がございます。で、その中で、
1:48:04	室別記載事項のうち、容量または注入速度最高中央圧力、最高使用温度、個数、採血後、
1:48:13	採決棒効率浅い結合率、ヶ年面積、レンジ面積、予定または吐出圧力園地技術部、ちょっと相田長井の飛ばしまして、
1:48:23	し最後設定破断圧力設定破裂圧力並びに設計温度の設定根拠に関する説明書というちょっとこの長い説明書、このこれらの説明書に対して、
1:48:35	今回更新するモニター、RASモニターに関しましては、個数ツツミが伝え、質疑記載事項に該当するということで、個数に関する説明書を、
1:48:47	添付させていただいたという流れでございます。
1:48:51	規制庁西内です。すいません場所を確認できましてありがとうございますなるほどそこでもう明確に限定してたということですね理解できましたありがとうございますすみません。
1:49:18	はい。衛藤曾根規制庁ニシウチです理解できますありがとうございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:49:23	はい。衛藤。一応私から追加で確認したかったのは以上でして規制庁側からあと今日時点で何か追加で確認しておきたい点ありますか。よろしいですか。はい。
1:49:33	では一部ちょっと資料の充実カーをお願いをして
1:49:38	必要あれば審査会合で議論とかをしてできればと思ってます。最後にスケジュールですけども、今日の確認させていただいた、いただいた事項を踏まえた資料の充実化ですけど、
1:49:55	来週、ちょっとお待ちくださいねすいません。
1:50:00	と。
1:50:02	来週。
1:50:05	の、
1:50:07	遅くても来週中くらいとかにはちょっとご提出をいただきたいなあと思っ てますけども。
1:50:15	可能ですか。
1:50:18	来週間は来週中旬中盤くらいですかねとかにはご提出いただき、
1:50:23	いただいて、で、
1:50:25	必要があればヒアリングで最後事実確認をさせていただいて、
1:50:29	ていうことをできればなと思いますけど。
1:50:31	スケジュール的なところで何かありますか。よろしいですか。
1:50:36	関西電力前田です。了解しました。最初の7日には提出させていただき たいと思います。
1:50:50	スケジュールに関して特にございません。
1:50:58	規制庁西内ですわかりました。
1:51:01	はい。衛藤。それでちょっとすみません予定してる時間を超過してます けどもスケジュールの最後規制庁側から全体としてですね何かあります かよろしいですか。
1:51:09	はい。
1:51:09	では今日のヒアリングはこれで終了にしたいと思いますありがとうございます 等、
1:51:15	綾部さん、ありました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。